

かわにし健康づくり BOOK パンフレットへの広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川西市有料広告取扱要綱（平成19年1月9日施行。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、かわにし健康づくり BOOK パンフレット（以下「パンフレット」という。）への広告掲載に関し、必要な基準を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 パンフレットに掲載する広告が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 要綱第4条第1項各号に該当すると認められるもの
- (2) 健康づくり事業の阻害となるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格及び掲載位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告枠は、縦5.0cm×横9.0cmの10枠とし、広告の掲載位置は、中刷り最下段とする。
- (2) 表示の色は、指定の3色とする。

(パンフレットの使用期間)

第4条 健康づくり事業のご案内の使用期間は、第7条第3項に規定する承諾書に記載されている年度の4月1日から1年間とする。ただし、期間の途中で作成した枚数をすべて使用したとき、又は市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集については、広報かわにし及び市ホームページで公募する。

- 2 広告枠を超える応募があった場合、申し込みの先着順とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）がいない場合は、市長は、事業者等に個別に広告掲載についての働きかけをすることができる。

(広告主の選定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、広告掲載者（以下「広告主」という。）を選定する。

- 2 市長は、前項の規定による審査を終えたときは、申込者に対し、川西市健康づくり事業のご案内パンフレット広告掲載可否通知書によりその結果を通知するものとする。

3 広告主は、市長が指定する期日までに承諾書を提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 前条で選定された広告主は、市長が定める期日までに掲載希望広告の案を提出し、市に広告掲載の承認を求めなければならない。

2 市長は、掲載希望広告等の内容を審査し、掲載可否を決定する。

3 市長は、第1項の規定により提出された内容について、要綱9条第1項に規定する川西市広告審査会において審査を行うものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠 20,000 円とする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成25年1月4日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年11月1日から施行する。